

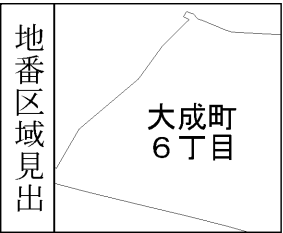
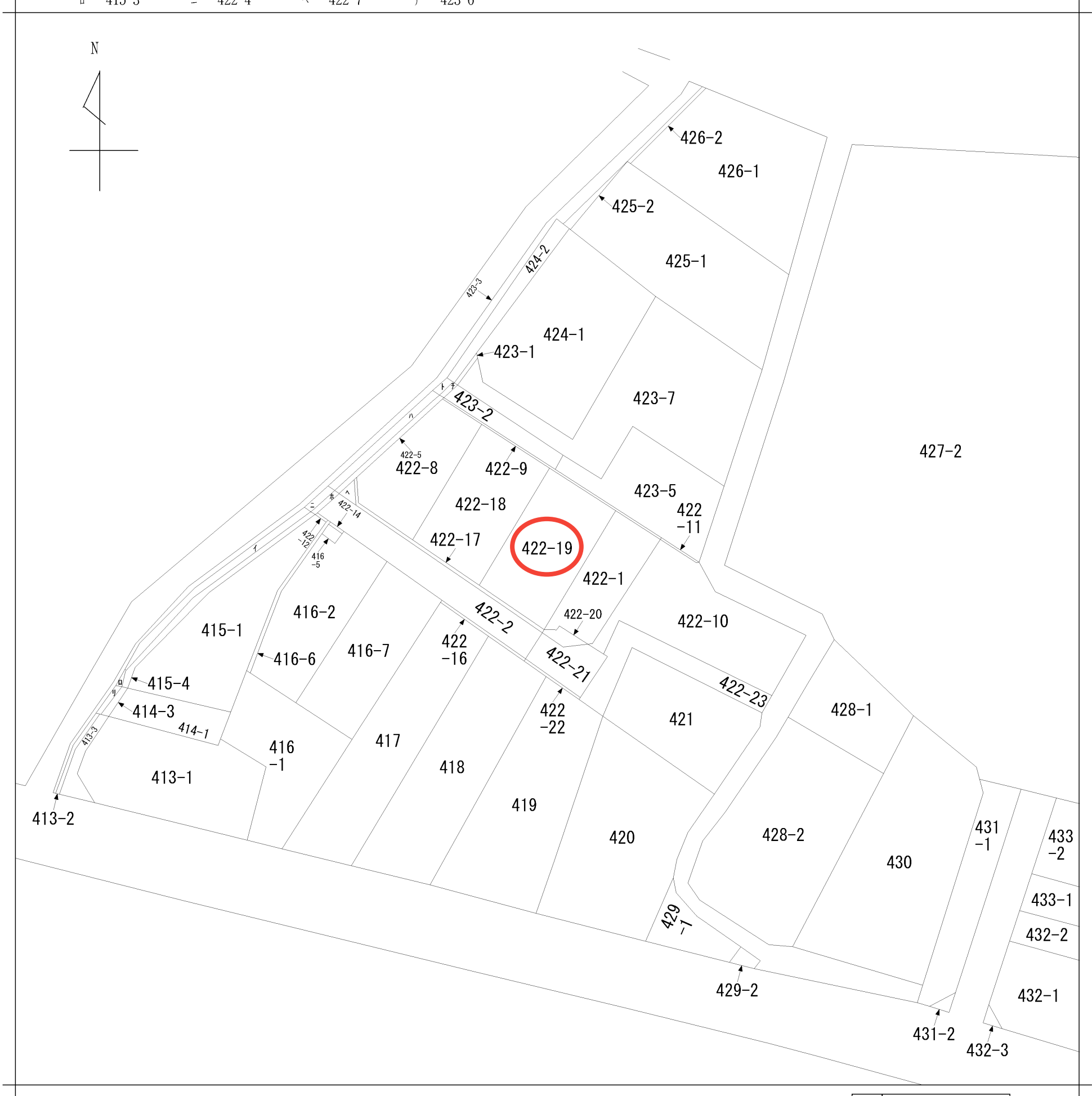
イ415-2
ロ415-3

ハ422-3
ニ422-4

ホ422-6
ヘ422-7

ト423-4
チ423-6

リ414-2



請 求 部 分	所 在	越谷市大成町六丁目					地 番	422番19		
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 又 号 番 号 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		



2026/09/08 16:11 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)			調製	余 白	不動産番号	0301010045990
地図番号	余 白		筆界特定	余 白		
所 在	越谷市大成町六丁目				余 白	
① 地 番		②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
422番19		宅地	150:07 :		422番8から分筆 〔平成18年6月9日〕	



2026/09/08 16:15 現在の情報です。

表 題 部		(主である建物の表示)		調製	余 白	不動産番号	0301010047058
所在図番号	余 白						
所 在	越谷市大成町六丁目 422番地19					余 白	
家屋番号	422番19					余 白	
① 種 類	② 構 造		③ 床 面 積		m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造スレートぶき2階建		1階 2階		52:17 44:71	平成18年7月19日新築 〔平成18年7月28日〕	
所 有 者	越谷市大成町一丁目37番地 生 井 正 夫						

0270299

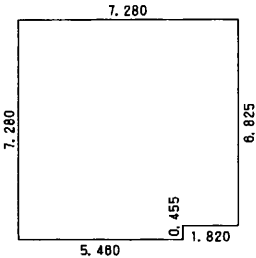
各階平面図

家屋番号 422番19

建物図面
各階平面図

建物の所在 越谷市大成町六丁目422番地19

1階



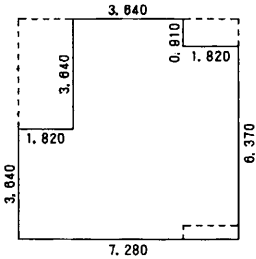
求積表

7.280 × 6.825 = 49.6860
5.480 × 0.455 = 2.4843

計 52.1703

床面積 52.17 m²

2階

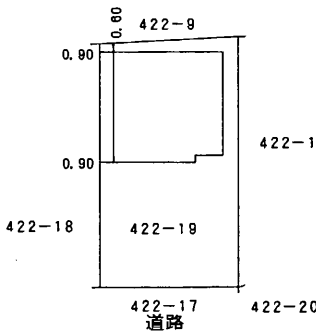
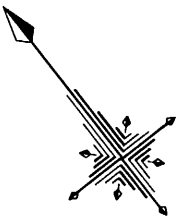


求積表

3.640 × 0.910 = 3.3124
5.480 × 6.370 = 34.7802
1.820 × 3.640 = 6.6248

計 44.7174

床面積 44.71 m²



作製者

埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目6-4番地プロスパー大宮ビル
土地家屋調査士 相原 洋 (平成18年 7月25日作製)

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500



2026/09/08 16:18 現在の情報です。

埼玉県越谷市大成町6丁目422-2

所有者一覧表 (土地)

所 有 者	
住 所	氏 名
余 白	越谷市



2026/09/08 16:19 現在の情報です。

埼玉県越谷市大成町6丁目422-17

所有者一覧表 (土地)

所 有 者	
住 所	氏 名
余 白	越谷市

越谷市道路台帳図

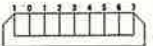
令和08年(2026年)09月25日



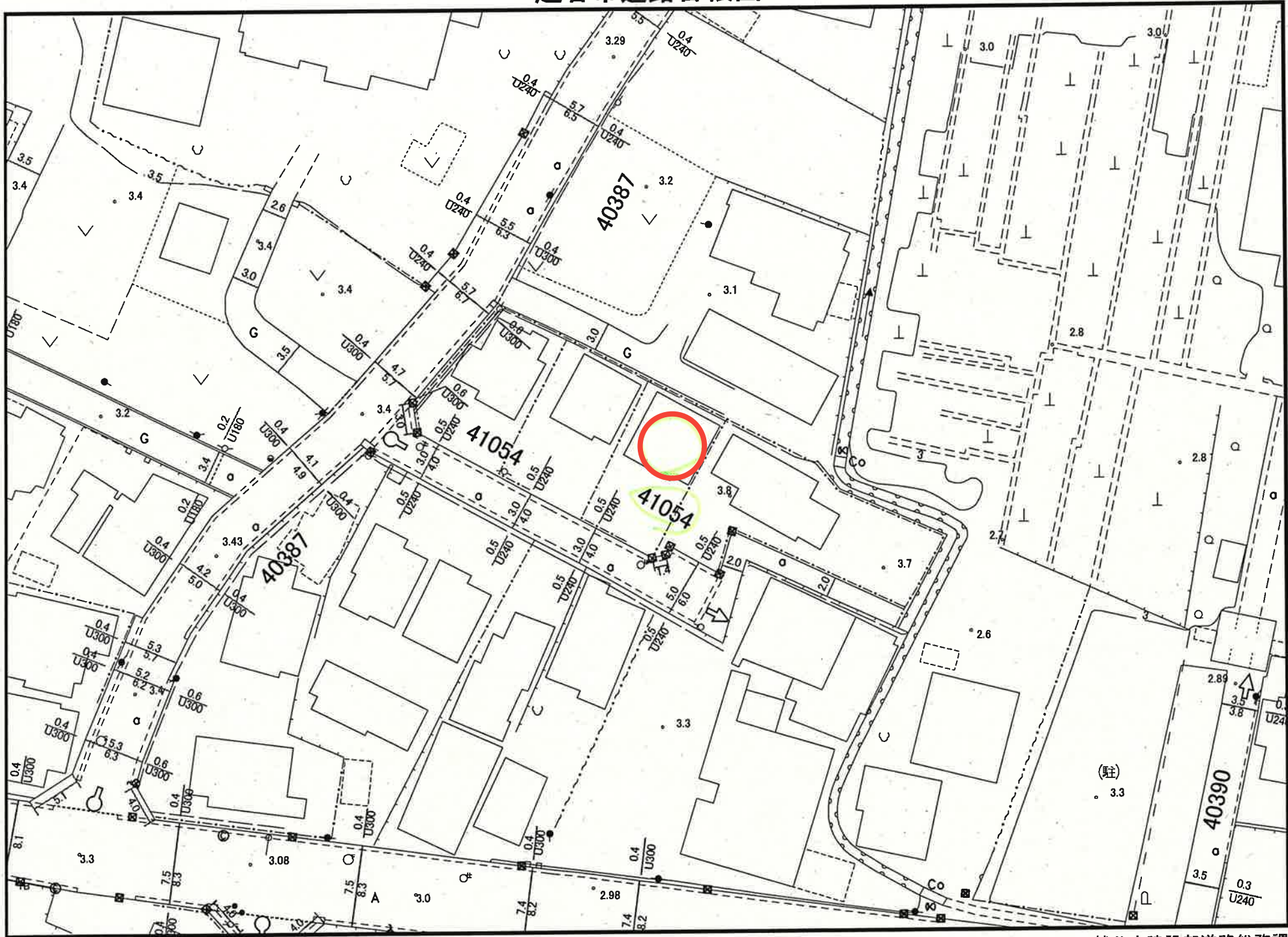
大字名称
大成町六丁目

この図面は現況での道路区域を示しているものです。
また、図面において現況が変わっているところもあります。
すので、現地を確認してください。

縮尺 1:500



越谷市建設部道路総務課

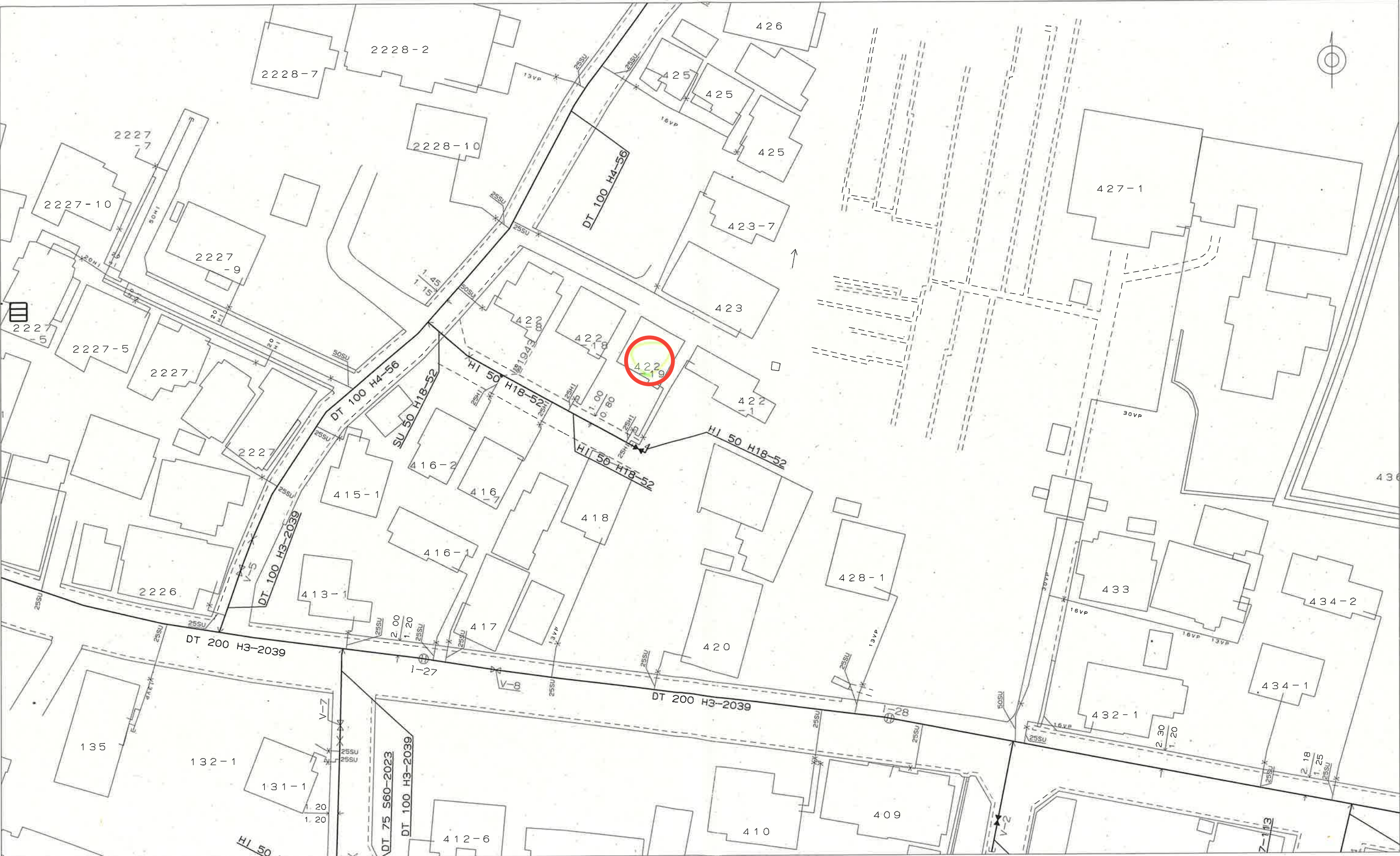


建築基準法上の道路種別(ホームページ「こしがや住まいるマップより抜粋」)

法第42条第1項第1号	幅員4m(6m指定区域では6m。法第42条第1項第2号～第5号においても同じ)以上の道路法上の道路
法第42条第1項第2号	都市計画法・土地区画整理法等の法律により作られた道路
法第42条第1項第4号	都市計画法・土地区画整理法等により2年以内に事業が予定されている都市計画道路
法第42条第1項第5号	位置の指定を受けて築造された道路
法第42条第2項	幅員4m(6m指定区域では6m)未満で、都市計画区域の指定の際、現に建築物が立ち並んでいた道で、特定行政庁が指定した道路
法第42条第3項	特定行政庁が別に水平距離を指定する道路
法第42条第4項第1号	法第42条第1項の6m指定区域内の幅員4m以上6m未満の道で、避難及び通行の安全上支障がないと認められる道路

SBさくら、鈴木

配・給水管図



越谷・松伏水道企業団

縮尺：1/500 2026/09/25 12:43:02

越谷・松伏水道企業団では、できる限り最新で正確な配・給水管図の提供に努めておりますが、経年の変化などによる不整合が生じている場合がありますので、必ず現地確認をして下さい。配・給水管図の複写、複製を禁じます。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）、数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）、数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）、数値地図（国土基本情報）基盤地図情報（数値標高モデル）及び基盤地図情報を使用した。（承認番号 平25情使、第954号）

開 発 登 録 簿

市町村名	越谷市	整理番号	
------	-----	------	--

当初許可

開発許可番号
17-180

開発許可年月日等	開発許可年月日	面積	予定建築物等の用途	区画数	戸数	都市計画法第34条該当号
	平成18年3月3日	※工区数 882.13	専用住宅 (分譲)	5	(住宅のみ) 5	(調整区域のみ) 10号口
開発区域の名称		越谷市 大成町六丁目416番2、416番3、416番4 422番2、422番7、422番8				
許可を受けた者	住所	東京都西東京市東伏見三丁目8番13号				
	氏名	タクトホーム(株)				
工事施工者	住所	北足立郡伊奈町栄五丁目141番地1				
	氏名	(株)関東工業				
都市計画法による区域等		☐ 市街化区域 m ²	☐ 市街化調整区域 m ²	☐ その他の都市計画区域 m ²	地域	地区
			882.12			

許可に付した条件

この写しは原本と相違ありません。

[-8.9.25]

都市計画法第41条第1項の規定による制限

開発指導課長

都市計画法第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書による許可又は同条第2項の協議

地位の承継

承継承認番号	承継承認年月日	承継人住所	承継人氏名

変更許可等

変更許可番号	変更許可等年月日	変 更 の 内 容

予備欄

工事完了検査

工区番号	検査年月日	検査済証発行年月日	検査済証発行番号	完了公告年月日	面 積	摘 要 (公共施設の場合は、その内容)
	18・4・10	18・4・14	18-7	18・4・28		

土地利用計画図別添付

建築計画概要書（第一面）

建築主等の概要

U D I 確 認 検 査 表	
確 認 日	1 8 . 4 . 1 7
確 認 番 号	第06UDI1S00067号

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 タクトホーム・カブシキガイシャ
 【ロ. 氏名】 タクトホーム 株式会社 代表取締役 山本 重穂
 【ハ. 郵便番号】 202-0021
 【ニ. 住所】 東京都 西東京市 東伏見 3-8-13

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第219874号
 【ロ. 氏名】 鮫島 周二
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第(3)3948号
 (有) 明友設計一級建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】 331-0045
 【ホ. 所在地】 埼玉県 さいたま市 西区 内野本郷 696-38
 【ヘ. 電話番号】 048-622-8537

【3. 設計者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第219874号
 【ロ. 氏名】 鮫島 周二
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第(3)3948号
 (有) 明友設計一級建築士事務所
 【ニ. 郵便番号】 331-0045
 【ホ. 所在地】 埼玉県 さいたま市 西区 内野本郷 696-38
 【ヘ. 電話番号】 048-622-8537

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ. 氏名】
 【ロ. 勤務先】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】

【5. 工事監理者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第162473号
 【ロ. 氏名】 守 敏男
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第40416号
 タクトホーム 株式会社
 【ニ. 郵便番号】 202-0021
 【ホ. 所在地】 東京都 西東京市 東伏見 3-8-13
 【ヘ. 電話番号】 0424-64-8788

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 山本 重穂
 【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (東京都知事) 第(般-13) 94279号
 タクトホーム株式会社
 【ハ. 郵便番号】 202-0021
 【ニ. 所在地】 東京都 西東京市 東伏見 3-8-13
 【ホ. 電話番号】 0424-64-8788

【7. 備考】

【建築物の名称又は工事名】
 【名称のフリガナ】
 【名称】 越谷 大成町 3号棟

建築計画概要書（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 埼玉県 越谷市 大成町 6丁目 422-8の一部

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内（□市街化区域 ■市街化調整区域 □区域区分非設定）
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【※5. その他の区域、地域、地区、街区】

□法第22条区域 □法第52条第7項適用区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4.000 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 9.236 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (150.07) () () m²

(2) () () () m²

【ロ. 用途地域等】 (地域指定なし) () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

(760.00) () () %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

(60.00) () () %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 150.07 m²

(2) m²

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 %

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 %

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】 ■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (52.99) () (52.99) m²

【ロ. 建ぺい率】 35.31 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (96.88) () (96.88) m²

【ロ. 地階の住宅の部分】 () () () m²

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () () m²

【ニ. 自動車車庫等の部分】 () () () m²

【ホ. 住宅の部分】 (96.88) () (96.88) m²

【ヘ. 延べ面積】 96.88 m²

【ト. 容積率】 64.56 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物))
【イ. 最高の高さ】 (7.866) () m
【ロ. 階数】 地上 (2) ()
地下 () ()
【ハ. 構造】 木造 2x4
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☐有 ☒無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
☐道路高さ制限不適用 ☐隣地高さ制限不適用 ☐北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】 開発行為許可 第180号 H18. 3. 3
開発行為検査済 第 7 号 H18. 4. 14
越谷市開発行為等事前協議済 第 I-78 号 H18. 2. 8

【15. 工事着手予定年月日】 平成 18年 5月 20日

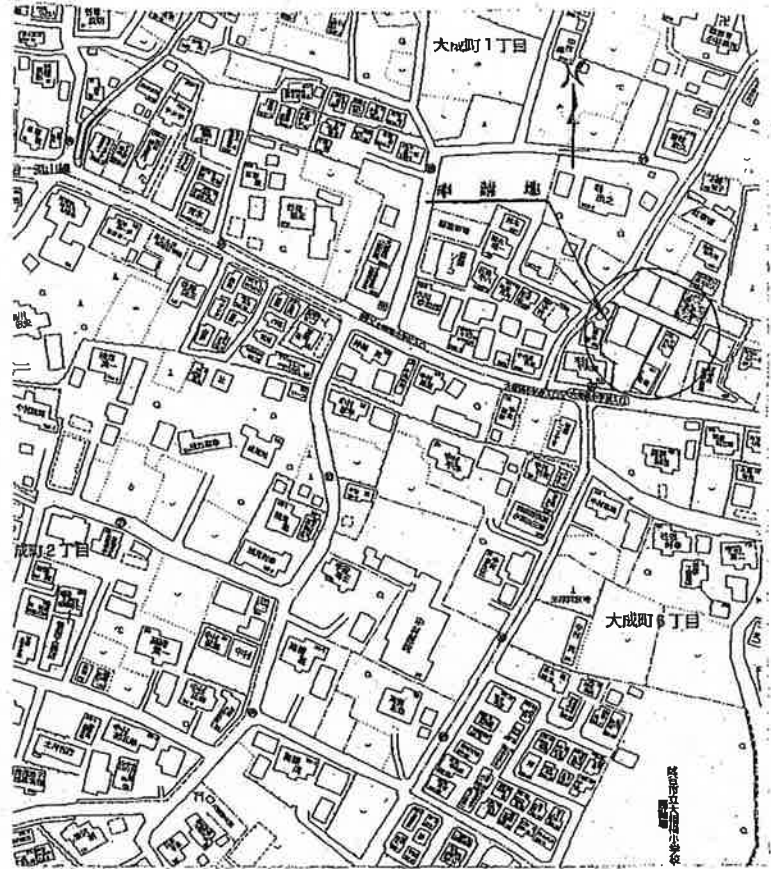
【16. 工事完了予定年月日】 平成 18年 9月 20日

【17. 指定特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
(第 回) 平成 年 月 日

【18. その他必要な事項】

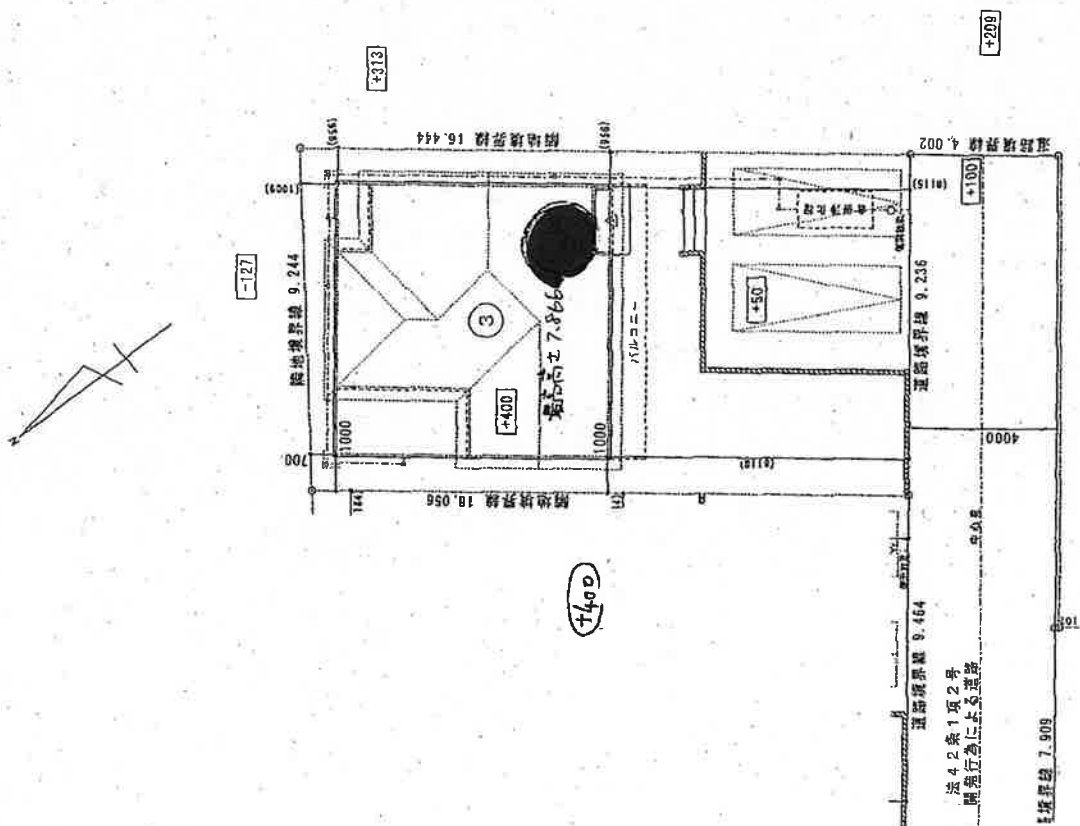
【19. 備考】

付近見取図



配置図

S=1:200



市街化調整区域内での建築を検討中の方へ

昨今、市街化調整区域内での建築に関する相談が増え、窓口で来庁の皆さまをお待たせしてしまうことが増えています。相談の際は、下記の内容をご参照いただき、**相談内容をできるだけ具体化したうえで、案内図・公図・土地/建物登記情報・建築概要書等の持参**をお願いします。

市街化調整区域は、**建築が制限されている区域**です。
建築物を建築する際は、**原則、都市計画法による許可を受ける必要があります。**

◆新たに都市計画法の許可を受ける場合

新たな許可を受けるためには、開発/建築計画が**都市計画法第34条（市街化調整区域の立地基準）第1号～14号**のいずれかの基準に該当する必要があります。

※**越谷市では第11号、12号の区域指定はありません。**

▼例 都市計画法第34条第14号の審査基準



第14号a,b,iの
条件である「既存集落」
の確認はこちら



第14号a 線引き日前から所有する土地における**自己用住宅**

第14号b 市街化調整区域に長期居住する者の親族のための**自己用住宅**

第14号c 市街化調整区域に線引き日前から居住する者の親族のための**自己用住宅**

第14号d 市街化調整区域に長期居住する者の**自己業務用建築物**

第14号e **公共移転**

第14号f **既存住宅団地内**における建築物

第14号g 自治会・町内会等の**集会所等**

第14号h 既存の建築物の**敷地拡張**

第14号i 1ha未満の**墓地又は運動・レジャー施設の管理施設**

第14号j **既存の建築物の用途の変更等**

◆都市計画法の許可を要しない例外のもの（越谷市まちの整備に関する条例の手続きは必要です）

① 都市計画法第29条及び第43条で「許可が不要」と規定されているもの（公益上必要な建築物、農家住宅等）
➡ 許可不要

② 線引き日前に建築物が建っていたと確認できる土地における再建築※1※2

➡ 線引き日前と**同一の敷地**で同一の用途の建築物を建築する場合に限り、許可は不要です

↑ 敷地形態が変更している場合や用途を変える場合、新たに許可を受ける必要があります。

③ 過去に既存宅地確認を受け、建築確認を受けている土地における再建築

➡ 同一の敷地で同一の用途の建築物を建築する場合に限り、許可は不要です

第三者による再建築や
先行解体も可能

④ 過去に都市計画法の許可を得ている場合

➡ 許可を受けた敷地で同じ用途※3の建築物を建築する場合に限り、許可は不要です

※1 **越谷市の線引き日は昭和45年8月25日**です。（市街化区域/市街化調整区域の線引き）

※2 建築された時期は「建物登記情報」「固定資産評価証明」で判断します。

※3 分家住宅等の“**属人性**”のある許可を得ている場合、第三者が使用することは同じ用途に該当しません。
（第三者が使用する場合**は新たな許可が必要です**）

上記内容を参照いただき、不明点がある方は開発指導課窓口にてご相談ください。

※令和6年4月1日現在の**越谷市**の基準に基づくご案内です。今後基準改正等で内容が変更となる場合があります。

【越谷市開発指導課 連絡先】

電話：048-963-9234（直通）